

21世紀の森林整備の推進方策のあり方に関する懇談会の概要

1 懇談会の趣旨

森林の有する多面的機能の高度発揮や森林資源の循環的利用の意義の観点から、今後の森林整備施策のあり方を検討するとともに、併せて私有林における森林整備手法の一つである公社造林に対する施策のあり方を議論する。

2 懇談会委員

産経新聞論説顧問	いいだ 飯田 浩史	宣伝会議編集長	たなか 田中 里沙
哲学者	うちやま 内山 節	岡山大学学長	ちば 千葉 喬三
林政審議会会长 (日本大学生物資源科学部教授)	このひら 木平 勇吉	大分県知事	ひろせ 広瀬 勝貞
日本大学教授 (座長)	ささき 佐々木 恵彦	中央大学総合政策学部教授	よこやま 横山 あきら

3 経過

- 平成17年4月12日、5月17日、7月5日と、3回の懇談会を開催。
- 平成17年8月3日～8月31日まで、「中間取りまとめ（案）」についてインターネット等で広く意見を募集。
- 平成17年9月27日に第4回目の懇談会を開催。
- 平成17年10月27日に「中間取りまとめ報告」を公表。

4 「中間とりまとめ」のポイント

- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させていくためには、国、都道府県、市町村、森林所有者など森林整備に関わる幅広い関係者の強いコミットが必要。
- 施業コストの改善、木材の利用促進と供給体制の整備など多様な手段を組み合わせることによって、森林所有者による森林整備を進めるとともに、それでもなお整備が進み難い場合については、公的な整備を推進する必要。
- 公社造林においては、伐採の時期に到達しつつある中、これまで造成してきた森林を複層林や針広混交林、広葉樹林など多様な森林に誘導していくことが必要であり、そのための支援の充実が必要。
- また、公社造林の債務については、各地方において解決に向けた取り組みを強化していくことが必要であるが、国としても公社造林の適切な整備が将来にわたって円滑に進めていくよう幅広く検討していく必要。

5 今後の対応

今後、関係者の理解を深めつつ、施策に反映していく考えであり、平成18年度予算案等において、本懇談会の論議の方向に添って、林業公社対策の観点も踏まえた所要の措置を行うこととしているところ。

林業公社に対する支援措置について

【現行対策】

公共事業

- ◎ 公的森林整備推進事業（公共事業）
林業公社等が、森林施業を行う場合に高い助成水準（国と県を合わせ85～90%）を適用

非公共事業等

- ◎ 森林づくり交付金のうち
分収林整備高度化分（非公共事業）
伐期の長期化のための分収林契約の変更、分収林契約の締結に必要な条件整備に対する助成

金融措置

- ◎ 森林整備活性化資金（金融措置）
有利子の資金と併せて貸し付ける無利子資金
- ◎ 施業転換資金（金融措置）
長伐期施業等に転換する場合に、既往の造林資金等を償還（借換）するための資金

地方財政措置

- ◎ 地方財政措置
 - 公有林等における間伐等森林管理経費に対する普通交付税措置
 - 公的管理が必要な民有林整備に対する特別交付税措置
 - 公有林化に対する起債措置及び元利償還金に対する普通交付税措置

【課題】

- 皆伐することが困難な地域においては、複層林施業など多様な施業の導入が必要
- 伐採後の土地所有者による再造林は困難であり、天然更新を積極的に活用した施業の導入が必要

- 複層林施業等多様な森林施業への転換を助長・支援することが必要

- 円滑な森林整備の実施のため、森林整備活性化資金の貸付条件の緩和が必要
- 施業転換資金の対象追加の期限は、平成18年度までであり、新たな金融措置や施業転換資金の継続が必要

- 都道府県財政が逼迫する中、林業公社に対する支援措置が困難化

【平成18年度予算概算決定等】

- ◎ 針広混交林化の導入（公共事業の新規）
人工林整理伐（60年生までの人工林を対象にした抜き伐り）を行い、天然更新を図ることにより、針広混交林化を促進

【65億円（65）の内数】

- ◎ 長期育成循環施業（複層林施業）の拡充（公共事業の拡充）
分収林において誘導伐（90年生までの人工林を対象にした抜き伐り）を行い、複層林化を促進

【65億円（65）の内数】

- ◎ 小面積分散伐採の促進（非公共事業の新規）
天然更新が可能な箇所を特定し、小面積分散伐採により早期に広葉樹林（天然林）化するための条件整備

- ◎ 契約変更に伴う間接経費負担の軽減（非公共事業の拡充）
分収林契約変更の円滑化に必要な措置

◎ 森林整備活性化資金の拡充（金融措置の拡充）

- 有利子の資金と併せて貸し付ける無利子資金
 - 貸付枠の拡充（H17：32億円 → H18：38億円）
 - これまでの施業転換資金に貸付限度額の特例（無利子割合1/2）を措置
借換前：3.5%～6.5% → 資金活用：2.10%～2.40%
 - さらに森林整備活性化資金を活用：0.40%～0.55%

◎ 施業転換資金の拡充（金融措置の拡充）

- 長伐期施業等に転換する場合に、既往の造林資金等を償還（借換）するための資金の拡充
 - 期限の延長、貸付枠の拡充（H17 432億円→H18 500億円）
 - 新たな資金（森林経営再生タイプ）の創設

- ◎ 民有林における長伐期・複層林化と林業公社がこれを行なう場合の経営の安定化の推進（新規）

【120億円】

- 民有林における長伐期・複層林施業の推進に要する経費と、林業公社がこれを行なう場合の都道府県の利子補給に相当する経費に対する交付税措置

- ◎ 地方公共団体が公的森林整備する場合の運用方法の見直し
地方公共団体が公的森林整備を実施する場合に、森林所有者に必要な協力を交わせて実施するものについて運用方法の見直し

- ◎ 地方公共団体が森林を取得する経費に対する起債措置における立木評価方法の見直しについては、現在検討中であり、年度内を目途に結論が示される予定

◎ 三位一体の改革
に伴う税源移譲